

京親協

たより

No.91

2025. 6

京都障害児者親の会協議会

〒606-0846
京都市左京区下鴨北野々神町26番地
北山ふれあいセンター内

発行人 会長 前田武藏

TEL 075-702-1180 FAX 075-702-1190

E-mail: oyanokai@mx2.wt.tiki.ne.jp

URL: http://ww2.wt.tiki.ne.jp/~oyanokai/

目次

◆新役員体制	1
◆令和7年度事業計画	2
◆令和7年度主要事業	4
◆行政情報 ～京都府・京都市の令和7年度障害福祉施策～	5
◆「親の会」から ～舞鶴障害児（者）親の会、（一社）京都手をつなぐ育成会～	7
◆令和7年度京親協研修・交流会計画	8
◆お知らせ	8

○新役員体制

本年度は、2年に一度の役員改選の年であり、新役員候補（副会長・監事）の提案議案について賛成をいただき、再任されました。新役員で協議を行い、会長には引き続き一般社団法人日本筋ジストロフィー協会の前田武藏 京都支部長が選ばれました。

新体制は次のとおりです。皆様からのますますのご支援とご協力をお願いいたします。

◆令和7・8年度役員名簿

（五十音順）

役職名	氏名	所属・役職名
会長	前田 武藏	（一社）日本筋ジストロフィー協会京都支部長
副会長	赤島 寛	京都重症心身障害児（者）を守る会会長
	上田 克枝	（一社）京都手をつなぐ育成会会長
	岡 千栄子	（公社）京都市身体障害児者父母の会連合会会長
	岡 美智子	（一社）京都府自閉症協会会長
	濱村 香織	城陽市中心身障害児（者）育成会会長
	山内 節子	亀岡市障害児者を守る協議会会長
監事	小林 美香	（認定特非）心臓病の子どもを守る京都父母の会副理事長
	坪内 晴且	綾部障害児者を守る連絡会会長
相談役	渡辺登志子	（公社）京都市身体障害児者父母の会連合会相談役

◆事務局体制

役職名	氏名
参 与	小塩 康次
事務局長	岩本 利広
事務局員	市場 明美



5月24日の総会において、会長職を引き続き務めることとなりました。京親協は障害児者の家族が相互に支え合い、福祉の向上を目指す団体です。

しかしながら、急激な社会の変化の中で対応に苦慮しており、さらに補助金や助成金が大幅に減額される厳しい状況に直面しています。この影響は私たちにとって大きな課題ですが、皆様の力と協力によって乗り越えられると信じています。

私たちは、障害のある人もない人もその人らしい生活を送れる地域社会の実現に向け、構成団体と心をつなげて取り組んでまいります。特に、障害者権利条約や障害者差別解消法の普及とその実効性向上を目指し、一層の努力を重ねたいと考えています。

今後ともご支援やご協力を賜りますようお願い申し上げます。共に力を合わせ、より良い未来を築いていきましょう。

○令和7年度 事業計画

京都府内に結成されている障害児者の親の団体が、相互に力を合わせて障害児者の福祉向上を目指し次の事業を実施する。

1 「障害者の明るいくらし」促進事業（府委託事業）

(1) 障害者専門相談事業（京都府障害者相談センターの運営）

ア 電話相談 平日10:00～17:00

イ 専門相談〔弁護士等による面接相談、事前予約制〕

毎月第3火曜日13:30～16:30

なお、11月は京丹後市内〔会場：京都府丹後保健所〕において移動相談を実施する。

(2) レクリエーション教室開催事業

ハイキング、ボーリング、スポーツ大会等障害者のための各種のレクリエーション教室及びレクリエーション教室交流会を開催する。

・教室：城陽、八幡、京田辺、亀岡、福知山

・レクリエーション教室交流会：担当 亀岡（6月15日（日）、会場：ガレリアかめおか響ホール）

(3) ボランティア活動支援事業

知的障害者が行うボランティア活動を促進するため、その活動の機会を用意するとともに便宜を図り、必要な支援を行う。

・実施地域：城陽、八幡、京田辺、亀岡、福知山

2 心身障害児（者）療育相談事業

(1) 心身障害児（者）相談事業

心身障害児者の日常生活での指導や療育あるいは将来の問題等について相談に応じる。

(2) 知的障害児（者）生活指導教室事業

知的障害児者に対して学習会等を開催して生活指導を行う。

(3) 重症心身障害児（者）巡回訪問事業

在宅の重症心身障害児者の家庭を訪問して療育介護の方法や家族の抱える問題についての相談助言を行う。

(4) 筋ジストロフィー症児（者）相談事業

専門職による療育相談を行う。

3 心身障害児（者）療育キャンプ等事業

障害児者の療育助長のため、各種の野外活動施設等を利用して水泳、調理、自然観察、キャンプ等を行う。

4 心身障害児（者）各種行事等事業

(1) レクリエーション事業

障害児者及び家族等の交流と心身のリフレッシュを目的に各種のレクリエーション事業を行う。

(2) クリスマスの集い等事業

クリスマスの頃にパーティーやケーキ作り等を行う。

(3) はたちを祝う式典事業

ア 「第61回京親協 はたちを祝うつどい」の開催

令和7年度中に新はたちとなる京都市在住の障害者を対象に、式典、お祝いひろばの2部構成で行う。※実行委員会で検討

(令和8年1月12日(月・祝) 京都テルサ
テルサホール)

イ お祝品の贈呈

令和7年度中に新はたちとなる障害者に対し
お祝品を贈る。

(4) 京親協コンサート

(12月8日(月)、京都テルサ テルサホール)

5 啓発、研修事業

(1) 研修活動事業

障害児者、家族、関係者の資質の向上のために
講習会や見学会の開催、機関誌等の発行、全国大
会等への参加を支援する。

(2) 機関誌発行等啓発事業

機関誌「京親協たより」の発行。

6 特別巡回相談・広域情報交流等事業

(1) 広域情報交流等事業

障害児者及び関係者が当面している種々の課題
等について広域的な情報交換・交流、研修等を行
う会議等への参加を支援する。

(2) 京親協研修・交流会事業(3回予定)

障害者の権利擁護に係る事項、親亡き後、親の
会のあり方等当面する課題について各親の会の役
員、リーダーも含めて広く会員を対象として研修
会を開催する。※詳細は8頁

7 心身障害児季節療育支援事業(京都市内 を除く府内の親の会対象)

主に特別支援学校あるいは特別支援学級等に在籍
し、支援を必要とする児童・生徒を対象に、長期休
暇期間に療育活動を行う。

8 心身障害児者社会参加推進事業(集団療 育事業)(京都市内対象)

京都市内の在宅障害児者を対象に生活訓練事業、
集団療育事業を実施する。

9 行政への要望活動

京都府、京都市に対し障害児者の福祉向上のため、
必要な施策の実施・充実について要望活動を行う。

10 会 議

総会(1回)、理事会(2回程度)のほか必要に応

じて役員会等を開催する。

11 その他

(1) ITを活用した情報発信の促進

ホームページを活用して情報発信の充実を図る。

(2) 共催事業

ア 事業名 第59回障害者ふれあい広場「スポー
ツレクリエーションフェスティバル」

と き 令和7年5月25日(日)

ところ 京都府立丹波自然運動公園

主 催 京都府、京都府身体障害者団体連合
会、京都障害者スポーツ振興会、京
都福祉レクリエーション研究会、京
都障害児者親の会協議会
(事務局：京都府障害者支援課)

イ 事業名 第26回京都府障害者のつどい

と き 令和7年11月15日(土)

ところ 京都府中丹文化会館

主 催 京都府障害者社会参加推進センター
(当協議会参画)

(事務局：京都府身体障害者団体連合会)

備 考 併せて京親協会長表彰の授与を行う。

ウ 事業名 京都とっておきの芸術祭

と き 令和7年12月12日(金)～14日(日)

ところ 日図デザイン博物館

主 催 京都障害者芸術祭実行委員会(当協
議会参画)

(事務局：京都府障害者支援課)

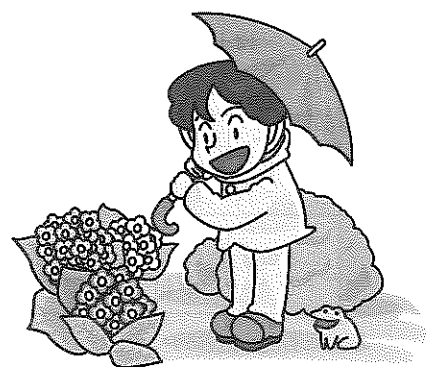
(3) 協力事業

事業名 2025 ほほえみ広場

と き 令和7年10月18日(土)

ところ KBS ホール

主 催 公益社団法人京都市身体障害者団体
連合会



○令和7年度主要事業

🗓️ 今後の主要事業は次のとおりです。

4月	2日(水)	世界自閉症啓発デー ※～8日(火) 発達障害啓発週間
	11日(金)	第1回役員会(北山ふれあいセンター、10:00～正午)
	15日(火)	専門相談(北山ふれあいセンター、13:30～15:30)
	25日(金)	第2回役員会、第1回理事会(北山ふれあいセンター、10:30～15:00)
5月	15日(木)	監査(北山ふれあいセンター、13:00～15:00)
	20日(火)	専門相談(北山ふれあいセンター、13:30～16:30)
	24日(土)	第3回役員会、総会(京都社会福祉会館、10:30～15:30)
	25日(日)	第59回障害者ふれあい広場「スポーツレクリエーションフェスティバル」(丹波自然運動公園(京丹波町))
6月	15日(日)	レクリエーション教室交流会(ガレリアかめおか 響ホール(亀岡市))
	17日(火)	専門相談(北山ふれあいセンター、13:30～16:30)
	未定	京親協たより(No. 91)発行
7月	11日(金)	京親協研修・交流会(第1回)(京都社会福祉会館、13:00～15:30)
	15日(火)	専門相談(北山ふれあいセンター、13:30～16:30)
8月	19日(火)	専門相談(北山ふれあいセンター、13:30～16:30)
9月	5日(金)	第4回役員会(北山ふれあいセンター、10:00～16:00)
	9日(火)	京親協研修・交流会(第2回)(宮津市中央公民館、13:00～15:30)
	16日(火)	専門相談(北山ふれあいセンター、13:30～16:30)
10月	18日(土)	2025 ほほえみ広場(KBSホール)
	21日(火)	専門相談(北山ふれあいセンター、13:30～16:30)
	25日(土)～27日(月)	第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く障スポ2025」
11月	4日(火)	京親協研修・交流会(第3回)(京都社会福祉会館、12:00～15:00)
	15日(土)	第26回京都府障害者のつどい(京都府中丹文化会館(綾部市))
	18日(火)	専門相談(京都府丹後保健所(京丹後市)、13:30～16:30)
	下旬	京都府・京都市との懇談会(府庁・京都市役所)
12月	3日(水)～9日(火)	障害者週間
	8日(月)	京親協コンサート(京都テルサ ホール)
	12日(金)～14日(日)	とっておきの芸術祭
	16日(火)	専門相談(北山ふれあいセンター、13:30～16:30)
1月	12日(月・祝)	令和8年第61回京親協はたちを祝うつどい(京都テルサ ホール)
	20日(火)	専門相談(北山ふれあいセンター、13:30～16:30)
2月	13日(金)	第5回役員会、第2回理事会(北山ふれあいセンター、10:30～15:00)
	17日(火)	専門相談(北山ふれあいセンター、13:30～16:30)
3月	17日(火)	専門相談(北山ふれあいセンター、13:30～16:30)
	中旬	障害者相談センター運営委員会

○令和7年度の京都府の障害福祉施策の取組

京都府健康福祉部障害者支援課

京都府では、障害のあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を目指して、「京都府障害者・障害児総合計画」に基づいて、障害のある人の自立と社会参加の支援等のための施策を総合的・計画的に推進しております。

今年度の取組を御紹介いたします。

1. 発達障害者支援体制の整備

発達障害のある人が、身近な地域で安心して生活できるよう、発達障害の早期発見・早期療育支援を進めるとともに、医療提供体制の充実、京都府発達障害者支援センターはばたきや発達障害者圏域支援センターを中心とした地域での支援体制の整備など、ライフステージを通じた支援体制の充実を図ります。

○子どもの心の診療ネットワークの構築

専門医療機関と地域の医療機関との連携による診療体制の構築により、発達障害児の初診待機期間短縮を図るため、ネットワークの拠点となる府立医科大学への専従医師等を配置

○人材の育成・確保

専門医療機関における医療提供体制の充実及び各種研修事業の実施による人材育成等

○相談支援の実施

発達障害者支援センター「はばたき」、圏域支援センター及び発達障害児支援拠点における相談支援を実施

2. 医療的ケア児に対する支援の強化

京都府医療的ケア児等支援センター（愛称「ことのわ」）において、医療的ケア児やその家族等の相談に応じるとともに、情報の提供、助言等を行い、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、関係機関等への情報の提供及び研修等の業務や連絡調整等、関係者が連携を図る協議の場を設け、総合的な支援体制を構築

○医療的ケア児等支援体制整備事業

京都府医療的ケア児等支援センターにおいて、医療的ケア児や家族等からの相談に応じて看護職等が助言、支援を実施するとともに、医療的ケア児等コーディネーターに対する事例検討会や当事者団体と連携し、家族等への相談対応や情報発信を実施

○在宅療養児支援事業

在宅療養等を支える医療関係者への研修や地域の小児在宅支援に係る多職種連携を推進するための研修を実施

3. 障害者文化・スポーツの振興

障害者が、文化芸術・スポーツ分野で活躍できる機会や、地域で障害のある人もない人も一緒になって活動・交流できる場を創出します。

○障害者の文化芸術振興

きょうと障害者文化芸術推進機構を核として、障害者文化芸術展の企画・開催、ギャラリー企画展、支援者向けの研修会、障害者芸術作品のアーカイブ化による販売、レンタル等の機会の拡大などの活動を推進

○障害者スポーツの振興

全国障害者スポーツ大会への選手団派遣、全国車いす駅伝競走大会などの競技会の開催、パラスポーツ指導員の養成

パラリンピック・パワーリフティング競技のナショナルトレーニングセンター（サン・アビリティーズ城陽）の運営や、障害者スポーツのつどいなどの、体験・交流イベントを開催

○京都市における令和7年度当初予算新規・充実事業について

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室

(1) 介護給付費・訓練等給付費（571億415万円（うち、処遇改善反映3億8,583万円））【継続】

年々増加する社会福祉関連経費の増加に対応するため、あらゆる事業の持続可能な視点からの改革により財源を確保し、安心して日常生活や社会生活を送ることができるよう、障害福祉サービスについて、前年度を上回る予算を確保しました。

(2) 障害児・者福祉サービス利用支援策「新京都方式」（3億2,150万円）【継続】

低所得者の負担軽減措置として、本市独自の負担軽減策「新京都方式」を引き続き実施し、障害のある方のサービス利用を支援していきます。

(3) 重度障害者等利用事業所支援事業（900万円）【充実】

生活介護事業所において、新たに医療的ケアが必要な方を受け入れるために必要となる備品等の購入費及び看護職員の採用等に要する経費を助成します。

(4) 生活介護及び共同生活援助事業所用施設改造費助成（3,200万円）【新規】

生活介護及び共同生活援助の設置を促進するため、事業所が医療的ケアが必要な方や強度行動障害のある方等の重度障害のある方を受け入れることを目的に行う物件・設備の改造工事費を助成します。

(5) 超短時間雇用促進モデル事業（410万円）【新規】

障害のある方の超短時間雇用に関心を持つ市内企業に対して、障害のある方の超短時間雇用業務の選定や就職後のフォローアップなどの支援を行うとともに、雇用事例や他都市の優良事例等を紹介するため、企業及び障害当事者等を対象とした事例紹介セミナーを実施します。

(6) 在宅人工呼吸器使用者等非常用電源装置購入支援事業（1,000万円）【新規】

在宅で人工呼吸器を使用する方にとって必要不可欠である電源を確保し、災害発生等による長時間の停電時にも生命を守り生活を継続できるよう、発電・蓄電が可能な非常用電源装置の購入費用を助成します。

(7) 日常生活用具給付【充実】

日常生活用具について、物価変動により基準価格では給付できない品目の価格改定や給付の必要性の高い品目の対象者要件を拡大します。

(8) 民間社会福祉施設整備事業（3,313万円）【新規】

民間の障害者福祉施設に対し、建替建築経費等の一部を補助します。

(9) 区役所・支所障害保健福祉課業務の一部集約化（5,400万円）【新規】

区役所・支所の障害保健福祉課の業務を一部集約化することに加え、郵送・オンライン申請の導入により、市民の皆様の利便性の向上と事務の効率化・安定化を図ることで、更なる支援に取り組むための環境を整備し、市民サービスの向上を図ります。

(10) 命の大切さと生きる勇気・力を取り戻すための支援の充実（2,359万円）【見直し】

「京都いのちの電話」への支援を拡充するとともに、自殺対策に関心のない層も取り込んだゲートキーパーの養成を強化することで、本市、民間団体等を含めた総合相談機能の強化を図ります。

（その他、関連事業）

○ ケアラー支援に係る普及啓発・機運醸成の取組（600万円）【新規】

「ケアラーに対する支援の推進に関する条例」の制定を契機とし、社会全体におけるケアラー支援に関する機運の醸成を図るとともに、支援を必要とするケアラーの早期把握と適切な支援につながるよう、広く市民に対し周知啓発・情報発信に取り組めます。

○ 外国人介護人材受入支援事業【対象拡大】

高齢者福祉施設で従事している外国人介護人材への介護技能及び日本語の研修に、障害福祉サービス事業所で従事する外国人介護人材も受講対象者として追加します。

○ 福祉避難所の備蓄物資・設備確保支援（5,200万円）【新規】

福祉避難所に段ボールベッドやパーティション、スポットクーラー等の必要物資が配備できるよう、福祉避難所を運営する事業者に対する補助金を創設します。

○ 医療的ケア児の保育利用促進事業（2,080万円）【充実】

医療的ケア児保育支援対策費に加算を新設し、受入施設の新規開拓や既存受入施設の重度対応能力の強化を図ることで、医療的ケア児の更なる受入促進を目指します。

（京都市障害保健福祉行政情報 支えあうまち第16号 令和7年4月から抜粋。）

○「親の会」から

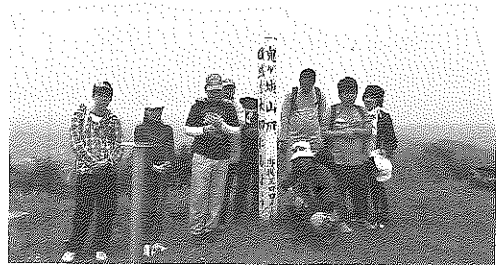
「設立 50 周年を迎えて」

私が親の会と関わりを持たせていただくようになり 15 年が過ぎました。子どもだった我が子も今は 30 歳を超え、私たち家族とは離れて暮らしています。50 年という歴史のほんの一部分に関わる私たちは、この歴史を支えてこられた先輩ご家族にただただ感謝するばかりです。

私が親の会の運営が大きく変わってきたなと感じたのは、放課後等デイサービスの利用が始まった頃でした。長期休みや普段の放課後に対する不安が減り、季節療育事業へ参加する方が少なくなりました。自身が障害のあるお子さんを支えながら会の運営をすることの大変さを考えると当然のことですが、運営していた事業を減らすことになり寂しさもありました。

親の会に対する希望も少しずつ変わり、舞鶴の中にもたくさんの会が出来ました。今はそれぞれの会と協力しながら障害や年齢にあった活動ができるような取り組み方をしています。実際の生活の中では法律や制度が変わり、サービスを利用することで生活にも変化があり私たちの考え方も大きく変わってきました。以前は「親亡きあと」という言葉が当たり前に出ていましたが、今は「お互いが元気なうちに、それぞれの生活の場をつくる」という考え方に変わってきています。勉強会に関する希望も「それぞれの自立の形」だったり、障害のある方の「意思決定支援」に感心が寄せられています。

今後も、その時々のご家族の希望や想いを受け止めながら多様化する考え方に対して、私たちにできる取り組み方を探しながら運営していきたいと思っています。



舞鶴障害（児）者親の会
会長 橋本 伸子

「本人たちが地域で安心して豊かに暮らすことができるように」

京都手をつなぐ育成会は、昭和 29 年に京都精神薄弱児育成会として発足し、70 年を超える歴史があります。現在会員数は 450 名ほどで、京都市とその近辺に会員がいます。現在も京都市内最大の知的障害者団体であり、京都府様や京都市様はじめ数々の機関の委員を務めさせていただいています。

長い歴史の中で、運動団体として京都市立の特別支援学校の設立に携わってきました。現在も全国組織である全国手をつなぐ育成会連合会を通じて、国に様々な要望、例えば成年後見制度をもっと使いやすくなど、を訴えています。

京都手をつなぐ育成会は、5 つの工房「山科」、「伏見」、「西大路」、「竹屋町」、「七」を運営しています。それぞれ作業内容も違っており、工房毎に特色があります。

昭和 56 年には、京都府南丹市に入所施設「美山育成苑」を開設しています。

また京都市教育委員会様から委託を受けている事業「青年学級」は昭和 38 年に会員の要望を受けて中学校の先生と卒業生の学習会から始まり、昭和 45 年に「青年学級」として発足しました。「青年学級」は現在も知的や発達障害者の余暇や学習の場として本人達も楽しんでいます。学習だけでなく、クラブもあり、また一泊の宿泊学習も実施しています。全国にも例のない長く続いている理由は、京都市教育委員会様や京都府教育庁様のご支援と、指導に熱心な先生方のお陰です。

現在育成会が力をいれている一つにキャラバン隊があります。他の障害と違い、知的や発達障害は分かりにくく、また本人が他の人とコミュニケーションをとりにくく、誤解を招く行為もあります。そこで、小学校や中学校をはじめ、各種団体や企業、警察等に出向いて説明や実演を行っています。参加された皆さんからは、知的や発達障害のことを少しはわかった、という感想をいただいています。

また昨年度は、能登半島の大地震を受けて、会員に避難シートの作成や、発災時の避難先等の学習をしていただきました。災害弱者になる、知的や発達障害者の本人や家族がその時に備えるのは、大変重要だと思います。京都市様には、福祉ルームの設置をお願いしています。

他の障害者団体と同じく、育成会も会員減少の傾向にあります。しかし未だに、親亡き後の本人が安心して暮らせる環境ではありません。会員の数だけ要望があります。軽度から重度まで本人達の状態が違うからです。親や家族として、本人達が安心して本人が本人らしく生活できるよう、まだまだ国や自治体に要望していく団体として、頑張りたいと思います。

一般社団法人京都手をつなぐ育成会
会長 上田 克枝

○令和7年度 京親協 研修・交流会計画

	日 時	会 場	内容等	講 師
第1回	7月11日(金) 午後1時～ 午後3時30分 締切日:6月27日(金)	京都社会福祉 会館 ホール	「親亡き後の暮らし2025 親亡き前も考える」 これまでも多様な角度から、皆さんにとって関心の高い「親亡き後」というテーマを扱ってきました。 昨年度は、ご本人の特性や置かれている状況など、より個別の事情に応じた暮らしの在り方を模索しました。 今年度も同じように個別の事情を考慮しつつ、親自身の暮らしという観点から「親亡き前」について、ざっくりばらんに考えてみましょう。	京都市北部障害者 地域生活支援セン ター「きらリンク」 センター長 土屋 健弘 氏 京都市南部障がい 者地域生活支援セ ンター「あいりん」 相談支援専門員 出口 剛史 氏
第2回	9月9日(火) 午後1時～ 午後3時30分 締切日:8月26日(火)	宮津市 中央公民館 大会議室		
第3回	11月4日(火) 正午～ 午後3時 締切日:10月21日(火)	京都社会福祉 会館 ホール	「福祉制度や事業所とつながるために」 今でこそ身近にある福祉制度であっても、不安や疑問、誰がどのようにに活用し、事業所とどのようにつながれば良いのか気になることも多いのではないのでしょうか。 第1回目と第2回目の研修で出てきた皆さんのご意見も踏まえながら、考えてみましょう。	

※会員皆様の参加をお待ちしています。各親の会を通じてお申し込みください。

京親協では、京都府から委託を受けて 京都府障害者相談センター（無料相談）

を開設しております。

障害のある方やご家族または支援者の方々の相談に応じます。

もめ事に限らず、どんな困りごとでも疑問も、まずはご相談下さい。必要に応じて関係機関をご紹介します。

☆電話相談 TEL:075-702-1190

○月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前10時から午後5時まで

※時間外は留守番電話に連絡先を録音していただければ、後日、当方からお電話させていただきます。

☆専門相談（予約制です）

TEL:075-702-1190

専門相談員（弁護士又は社会福祉士）が面談します。

○毎月第3火曜日 午後1時30分から
午後4時30分まで（ただし、1件1時間以内です）

○場 所：京都障害児者親の会協議会事務局
（京都市左京区下鴨北野々神町26
北山ふれあいセンター内）